

## ●43 ページ・記事の修正（初版～第三刷・2020 年税制改正に対応）

【年齢によって保険料の徴収が増えるタイミングとなくなるタイミング】

誤

64 歳	4 月 1 日現在 64 歳であれば雇用保険料が免除
------	----------------------------

↓

正

64 歳	雇用保険料免除は廃止となりました。
------	-------------------

## ●78 ページ・追加記事（初版～第三刷・2020 年税制改正に対応）

【所得金額調整控除とは】

(1) 対象となる人

給与などの収入金額が 850 万円を超える人で、下記の条件に該当する人

- ① 本人が特別障害者
- ② 23 歳未満の扶養親族がいる人
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族がいる人

(2) 控除される金額

$(\text{給与などの収入金額}^{\ast} - 850 \text{ 万円}) \times 10/100$
--

※上限は 1,000 万円

## ●74 ページ・記事の修正（初版～第二刷・2020 年税制改正に対応）

誤

寡婦	・夫（妻）と離婚後、婚姻をしていない人のうち、扶養親族がいる人 ・夫（妻）と死別後、婚姻をしていない人 (いずれも所得 500 万円以下に限る)
----	--

↓

正

寡婦	・夫と離婚後、婚姻をしていない人のうち、扶養親族がいる人 ・夫と死別後、婚姻をしていない人 (いずれも所得 500 万円以下に限る)
----	--